

奈良県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和三年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	音村 壮太
施術所の名称及び所在地	おとむら鍼灸整骨院 橿原市葛本町二二〇―四
廃止年月日	令和二年十一月三十日